平成２２年（フ）第１８１６号
東京都港区麻布十番１丁目３番９号ＴＢＣ麻布306
破産者　株式会社ＷＢＯＯＫ55
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０９号
名古屋市名東区香南２丁目916番地
破産者　株式会社サンテックス
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４４号
名古屋市名東区香南２丁目916番地
破産者　株式会社ソレイユ・ジャパン
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９号
石川県鳳珠郡能登町字太田原16字24番地甲、従前の住所金沢市糸田２丁目224番地レオパレス糸田橋西102号室
破産者　谷内健一郎（旧姓神野）
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２７１６号
名古屋市中川区東春田１丁目87番地
破産者　有限会社伊藤工業
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水40番地
破産者　有限会社ホーエーライン
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８６号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄48番地　ウイング青山Ⅱ101
破産者　佳山義雄こと　崔　　正植
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１８１号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘３丁目８番地の17
破産者　有限会社オクダ商会
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１９号
大阪市浪速区元町１丁目９番９号　津和九ビル２階
破産者　株式会社ファイブオーシャントラベル
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２０２号
大阪市淀川区西三国１丁目１番18号
破産者　株式会社ディバイスリレーションズ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６７号
大阪府八尾市北久宝寺３丁目２番１号
破産者　共立工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２０号
大阪府豊中市宮山町４丁目27番15号
破産者　株式会社関西総合補償コンサルタント
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２１１号
大阪市港区八幡屋３丁目６番１号
破産者　株式会社ビックバーン
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
兵庫県尼崎市神崎町32番８号
破産者　有限会社アルファテック
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２９号
岡山市北区今２丁目17番21号　サンコートＩＭＡ301、開始決定時の住所岡山市北区栢谷1614番地４
破産者　荻野　達也
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５００号
北九州市小倉北区香春口２丁目５番13号
破産者　有限会社ファースト
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県南房総市白浜町滝口1369番地１
破産者　浅沼　文宏
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１６８７号
東京都多摩市貝取３丁目２番地４―206
破産者　菊地加代子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１号
新潟県小千谷市大字山谷2709番地
破産者　亡佐藤惠一相続財産
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
石川県七尾市生駒町３番地
破産者　株式会社メルコ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２５６号
山梨県甲府市落合町1207番地８
破産者　有限会社興亜電工
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
静岡県沼津市戸田2011番地
破産者　有限会社勝呂企画
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
大分市金池町２丁目１番３号
破産者　株式会社大分旅行
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係